

求職者等に対するハラスメント防止方針・行動規範について

求職者等に対するハラスメント防止方針・行動規範

1. はじめに

公益財団法人白浜医療福祉財団 白浜はまゆう病院（以下、「当院」という。）は、当院が実施する採用活動等に参加する求職者等が安心して見学・参加・相談・応募等の求職活動等を行える環境を確保するため、職員による求職者等に対するセクシュアルハラスメント及びパワーハラスメント等のハラスメント行為を防止することを目的として、以下のとおり定めます。

2. 定義

本方針・行動規範及び関連規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによります。

(1)採用活動等

当院が実施する職員の採用活動、インターンシップ（短期間職場体験を含む。）、病院見学会、病院実習、看護実習、その他実習のこと。なお、SNS等のオンラインを介したものやオンライン上で行われるものも含みます。

(2)求職者等

求職者（当院の求人に応募する者）、求職者以外の者であって当院の実施する採用活動等に参加する生徒、学生、関係者等。

(3)求職活動等

求職者等が行う求職活動や求職者に類する者が行う職業の選択に資する活動（採用試験への参加、インターンシップ（短期間職場体験を含む。）への参加、病院説明会への参加、職員への訪問、病院実習、看護実習、教育実習その他実習の受講）のこと。なお、SNS等のオンラインを介したものやオンライン上で行われるものも含みます。

3. 適用範囲

本方針・行動規範の適用範囲は、以下のとおりとします。

(1)当院職員

(2)当院にて勤務する派遣職員及び委託職員

4. 基本方針

当院は、求職者等の人格と尊厳を尊重しハラスメントのない公正な採用活動等を実施し、求職者等に対する性的な言動、威圧的な言動、人格を否定する言動その他の不快感、嫌悪感、苦痛等を与える言動など、求職者等の求職活動等への意欲が低下する行為を禁止します。また、求職者等が、職員から受けたハラスメント行為について相談を行ったことを理由として、求職者等へ不利益な取扱いはしません。

5. 禁止するハラスメント行為

(1)セクシュアルハラスメント

- ・性的な冗談、からかい、発言、質問等
- ・容姿、身体、恋愛、性的関係、性的指向、ジェンダーアイデンティティ（性自認）、結婚、妊娠、出産、育児休業等に関する不適切な発言や質問等
- ・不必要な身体への接触
- ・執拗な食事等、性的関係、交際を求めること。
- ・SNSやメール等を利用して私的または性的に不適切な連絡をすること。
- ・その他の求職者等の求職活動を阻害する性的な言動。

※セクシュアルハラスメントは、求職者等の性別、性的指向、性自認等にかかわらず 成立し、異性に対するものだけではなく同性に対するものも該当します。

(2) パワーハラスメント

- ・採用活動等における威圧的、侮辱的な態度
- ・求職者等の人格を否定、侮辱する言動
- ・長時間に亘る過度な叱責
- ・採用選考への応募や辞退に対して不当な圧力をかける言動
- ・SNSやメール等を利用して執拗な連絡をすること。
- ・求職活動等における結婚、妊娠、出産、育児休業等に対する威圧的、侮辱的、人格を否定する言動
- ・その他の採用選考上必要かつ相当な範囲を超えた、威圧的、侮辱的、人格を否定する言動

(3) その他ハラスメント（モラルハラスメント、マタニティハラスメント等）

- ・その他の求職者等の求職活動を妨げたり、求職者等に不快感、嫌悪感、苦痛等を与える行為

6. ハラスメント行為者への対応

求職者等に対するハラスメント行為を行った職員については、事実関係を確認した上で、就業規則その他の院内規程に基づき、懲戒処分を含む必要な措置を厳正に行います。

7. 相談または申出への対応

当院は、求職者等から職員によるハラスメント行為に関する相談または申出があった場合には、当該求職者等の意向及びプライバシーの保護に十分配慮し、迅速かつ適切に事実確認をするとともに、当該相談または申出の内容について必要な範囲を超えて第三者に漏らしません。また、職員が事実関係の確認等の当院の措置に協力したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けることはありません。

8. 取組内容

当院は、求職者等に対するハラスメント行為を未然に防止するため、以下の取り組みを行います。

- (1) 職員へのハラスメント研修の実施
- (2) 求職活動等に関するルールの徹底

(3)相談窓口の設置

9. 求職者等に対するハラスメント防止方針・行動規範の見直し

当院は、求職者等に対するハラスメント防止方針・行動規範について適宜見直しを行い、取扱いを改定した場合は当院ホームページ等に掲載します。

2026 年 10 月 1 日

理事長 松尾 晃次

求職活動等に関するルール及び相談窓口

公益財団法人白浜医療福祉財団 白浜はまゆう病院（以下、「当院」という。）は、求職者等に対するハラスメント防止方針・行動規範（以下、「行動規範」という。）に基づき、求職者等及び職員が安心して求職活動等及び採用活動等を行う環境を整えるため、以下のとおり求職活動等に関するルール及び相談窓口を定めます。

1. ルール

(1) 面接等の実施場所及び日時について

採用試験（面接を含む。）、面談、説明会、職員への訪問、実習（以下、「面接等」という。）は、原則として当院所在地その他当院が指定する場所並びに当院が指定する時間帯にて実施します。なお、SNS等のオンラインを介したものやオンライン上で行われるものも含みます。

当院所在地：和歌山県西牟婁郡白浜町 1447 番地

時間帯：平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までの間の指定する時間

(2) 面接等実施時の規則について

(ア) 当院が遵守するルール

- ・面接等は、原則として、複数名の職員で対応することとし、第三者の目が届く環境（当院会議室等）で実施します。
- ・面接等に関する当院から求職者等への連絡は、当院が保有する電話、メール、電子申請システム、文書等を使用することとし、業務上必要な場合を除き職員個人が保有する電話、メール、SNS等を使用しません。

(イ) 求職者等が遵守するルール

- ・求職者等が当院あてに面接等に関わる連絡をするにあたっては、早朝または深夜の時間帯の連絡、社会通念上許容される範囲を超えた執拗な説明の要求、求職活動等と無関係な内容の連絡等のご遠慮ください。
- ・当院患者及び利用者、他の求職者等及び職員の迷惑となる行為を行わないこと。
- ・許可なく、当院施設内での録音、録画、撮影は行わないこと。
- ・面接等の内容、患者情報、職員情報等をSNS、インターネット等を使用して配信または送付しないこと。

- ・侮辱的言動、威圧的言動、拘束的言動などハラスメント行為を行わないこと。
- ・当院が定める院内感染管理対策及び院内安全管理対策等の指示に従うこと。

(3) 相互の理解と協力

当院と求職者等双方は、互いの人格及び立場を尊重し、安心して採用活動等及び求職活動等を行える環境を共に作るため、相互の理解と協力を大切にします。

2. 相談窓口

当院の採用活動等において、万が一、職員から求職者等に対するハラスメント行為を受けた場合には、以下の相談窓口までご連絡ください。ハラスメント行為に該当するか判断が難しい場合も含め、適切に対応します。

ご相談にあたっては、相談者の意向及びプライバシーの保護に十分配慮し、迅速かつ適切に事実確認をするとともに、当該相談または申出の内容について必要な範囲を超えて第三者に漏らしません。

また、相談を行ったことや、事実確認に協力したことなどが、求職活動等の判断に影響を与えることはありませんので、安心してご相談ください。

【相談窓口】

- ・ 相談部署：総務課
- ・ 相談担当：課長及び採用担当者等（男性職員、女性職員ともに在籍しています。）
- ・ 連絡先：電話：0739-43-6200（直通）
- ・ メール：soumu@hamayu-hp.or.jp
※メール件名冒頭に【求職活動等に関する相談】と記してください。
- ・ 電話受付 平日の午前8時30分から午後5時30分まで

2026年10月1日
理事長 松尾 晃次